

★ 広島県税事務取扱規則の一部を改正する規則（規則第四十六号）（税務課）

一 改正の要旨

広島県宿泊税条例の施行に伴い、宿泊税申告書受付整理簿等の様式など、同条例の施行に関し必要な規定及び様式の整備を行った。

二 施行期日

令和八年四月一日。ただし、特別徴収義務者の指定並びに登録の申請、登録及び証票の交付並びに納税管理人の申告、申請及び承認については、令和七年六月二十六日